こども家庭庁

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>　令和７年度予算額　　207億円の内数

事業の目的

- 令和４年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和６年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の１つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和４年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

①　研修受講費等の資格取得費用に対する補助
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

②　見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。

③　資格取得者の配置に対する手当等の補助
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。

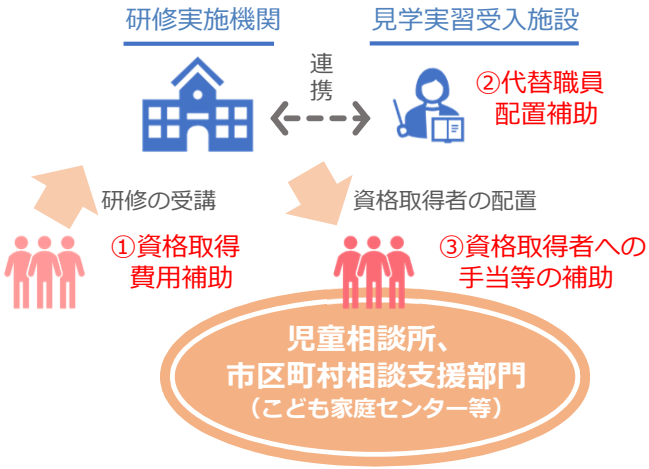

実施主体等

【実施主体】
①　都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
②　都道府県、指定都市、児童相談所設置市
③　都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】
①　国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
②　国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市　　：1/3
③　国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

【補助基準額】
①　研修受講に係る旅費　１人あたり128,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
１号　187,000円　２号　236,000円
３号　258,000円　４号　346,000円
代替職員を確保するための雇上費　１日あたり8,620円
②　１日あたり8,620円
③　240千円